

2014年8月25日追補

『Q & A平成26年改正会社法』 正誤表

本書につき誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P.36

【誤】

- (2) 公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社になる場合の発行可能株式総数の規制の新設

【正】

- (2) 新設合併等における設立株式会社の設立時発行株式の総数の規律

同ページ

【誤】

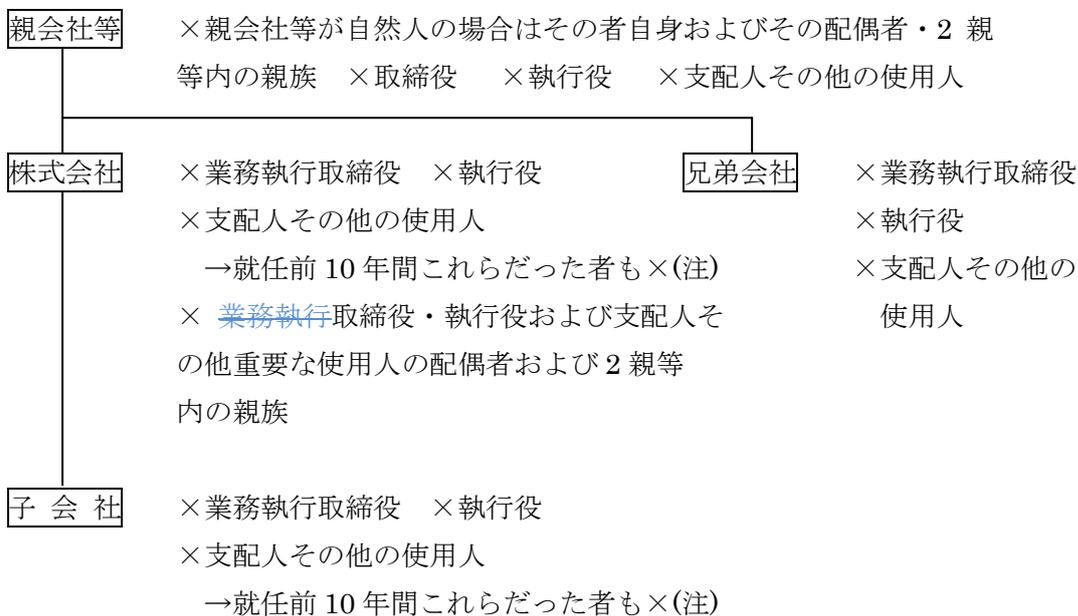
- (3) 新設合併等における設立株式会社の設立時発行株式の総数の規律

【正】

- (3) 公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社になる場合の発行可能株式総数の規制の新設

▼赤字追加部分、青字削除部分▼

P.111 改正後の社外取締役の要件



(注) ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において、株式会社またはその子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがあるもの(業務執行取締役等であったことがある者を除く)にあつては、追加の要件として、当該取締役、会計参与または監査役への就任の前10年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役、~~会計参与もしくは~~執行役または支配人その他の使用人であったことがないことを要する。

P.112 改正後の社外監査役の要件

